



Title	女教員の服装問題：女性の服装における近代化の一 断面
Author(s)	難波, 知子
Citation	デザイン理論. 2008, 53, p. 31-44
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/53380
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

女教員の服装問題 —女性の服装における近代化の一断面—

難波知子

お茶の水女子大学大学院博士後期課程

キーワード

女教員、洋装、袴、制服

Female teacher, Western style, HAKAMA, Uniform

はじめに

1. 洋装をめぐる葛藤
2. 袴を穿かない女教員
3. 女教員服装の制服化

おわりに

はじめに

図1は1935（昭和10）年の東京女子高等師範学校附属高等女学校の教員の集合写真である。背広にズボンの男性の服装に比べて、女性の服装は着物に羽織、着物に袴、様々なデザインのスーツやワンピースなどバリエーションが豊富である。これまでの服装史研究において、近代の服装変遷は和服から洋服への移行と捉えられてきた。この観点から図1の女教員¹服装を眺めるならば、1935（昭和

10）年とは和服から洋服への過渡期として捉えられる。しかし図1の女教員服装のバリエーションを和服と洋服に線引きすることによって一体何が明らかとなるのだろうか。むしろこの枠組みを当てはめることによって、当時の人々の営みが見えにくくなるのではないか。本稿はこうした問題意識のもと、女教員服装の具体的な検討を通して近代の服装変遷や歴史観、それを捉える思考の枠組みを再検討することを試みる。その際注目するのが女教員服装の議論及び実践である。近代において何を着るべきか、とりわけ女教員は女学生とともにこの問題の最前线に立たされ、近代的生活様式への適応、教育的配慮、変容をとげつつある女性観、時代の流行など様々な水準での葛藤や試行錯誤を繰り返した。そして個人、学校、専門家、特定の集団や組織によって服装の問題が議論され、それぞれがその答えを実践したはずである。その一つ



図1 教員の集合写真（東京女子高等師範学校附属高等女学校
「卒業記念」1935年、お茶の水女子大学附属高等学校所蔵、
2008年6月25日筆者撮影）

一つの実践が積み重なり、結果として特定の服装や着用の取り決めが生まれ、またそれらの実践を通して議論や試行錯誤が繰り返されていく。こうした観点からもう一度図1を眺めると、着物に帯、着物に袴、様々なデザインのスーツやワンピースとはそれぞれが近代において創り上げてきた服装の一つ一つであるといえる。本稿は和服から洋服への移行という既成概念によって見えにくくなってしまった近代の服装について、当時の具体的な議論や実践を検討し、近代の人々が何を感じ、どのような問題に直面していたのかを考察する。

明治から昭和初期までの女教員服装は佐藤秀夫や木戸若雄によって袴、筒袖、事務服、洋服という服装変遷のアウトラインが示された²。これら近代の事例を通覧する先行研究に対して岩崎雅美は明治後期の女教員の袴と筒袖を中心に、当時の女教員の社会的、経済的状況を実証しながら、教員養成を行なう師範学校における女学生及び女教員の服装と小学校女教員の服装を論じた³。大正以降の女教員服装については、婦人洋装史及び職業婦人の洋装化の一例として部分的に取り上げられてきたが⁴、本稿は以上の先行研究を踏まえた上で、大正から昭和初期における女教員服装の議論及び実践を取り上げる。女教員服装の議論の中でも本稿が考察の対象とするのは、関東大震災以後の女教員会における洋装決議、1932（昭和7）年に東京府学務部の「女教員の服装に関する通牒」をきっかけとして誌上に展開された女教員の袴をめぐる議論、1934（昭和9）年以降全国で制定が検討される教員の制服をめぐる議論である。こうした女教員の服装に関する一連の議論を本稿では服装問題と総称する。また東京府の事例を中心に適宜地方の事例を取り上げ、資料には当時発行された新聞・雑誌を用いる⁵。

1. 洋装をめぐる葛藤

1-1 女教員会における洋装決議

大正期は第一次世界大戦後の物価高騰に対応するために家庭生活の合理化・経済化を目指す生活改善が唱えられた。文部省は1918～20（大正7～9）年にかけて、生活改善の展覧会や講習会の開催、生活改善同盟会の結成に取り組んだ。同盟会は衣服に関する改善のために調査委員会を設置し、1920（大正9）年に「服装改善の方針」を発表した。この中で女性の服装は「在来の因襲や形式に囚はれないで、洋服の長所を探り、和服の欠点を除き、衛生・経済・実用等の上から一層合理的審美的で、我国民性によく適合する様に改善された衣袴式」⁶が目指された。また、1923（大正12）年の関東大震災後は被害状況からとりわけ和服の非活動性が糾弾され、その後の生活や経済の建て直しに活動的な洋装を推奨する議論が続出した⁷。

こうした状況を受け、東京市教育会並びに女教員会では1925（大正14）年に市内の「小学校に奉職する女教員は全部洋装にする事」を幹部会で決定した⁸。その実現に向けて各区から数名ずつ実行委員を出し、調査や洋装普及の活動を行なったところ、市立小学校の女教員の約

三分之一が既に洋装を実行していた。実行委員は「いくら教員会の決議であつても強ひるのは面白くないので私共実行委員は各学校を廻つて洋服の利益を説いて極力勧める事になつてゐます。其の結果反対の意見を述べる方も多少あります、大部分の方は賛成してゐます」と語っている⁹。その後幹部会では洋装を「全部に実行させる事は其人々の趣味にも依り反対意見を有する者もある」ため、同年9月に開催される女教員会の席上で可否を討議した上で一般投票によって決定することにした¹⁰。その後の新聞報道は、翌年4月より洋装が実施されることになったが、強硬な反対意見があることを伝える。同年12月23日の『読売新聞』には「自分は可なり年をとつてゐるので今更洋装になつても似合はないし家族や近隣の者にも恥かしくて着て出られない」「余り肥り過ぎてゐるので洋装になつたらみつともないだらう」「洋装になつても和服を廃すわけには行かぬから結局不経済だ」「和服でも袴をつけ靴をはいて居れば体操などをするにちつとも不自由でなく洋装と余り変りがないと思はれる」などの反対意見が掲載された。ここには洋装に対して「似合はない」「恥かしい」「みつともない」という抵抗感と、経済性や機能性の問題点があげられている。さらに記事は続けて、すでに洋装を採用している女教員が通学の途中は和服を着用し、学校で洋装に着替える様子を伝える。その理由は「近所の者から妙な目で見られるので」「子供に笑はれたので」「何となく恥かしいやうな気がするので」「他人の似合はない洋装を見て何となくいやな気がするので」などである¹¹。学校で着替える行為とその理由からは、周囲的好奇や揶揄のまなざしに晒されることを憂慮し、それを回避したい意向が表れている¹²。

また『東京朝日新聞』に東京市内小学校のある女教員が次のような投書をしている。

女が働くのは嫁入の支度ばかりとは限りませぬ。中には子供をかかへて生活苦と鬪つてゐる者もあります。和服は日常必要のものでありまた安価ですが、単に学校用のために高価な付属品の多い洋服を強ひこれに反対したからとて酷遇するのは同情のない話です。区によつては補助金をだして居るといひませうが、補助は一度きりのもの、洋服は永久に入用なのです。(略) 私情から申しますと、私たちのやうに年をとつた者は、はかま着用さへ一種の悲哀です。まして洋装などは侮辱であり又残酷であると思ひます。實際十四五歳から上の婦人の洋装は、だれが見ても九割近くまでは、滑けいに見えるではありませんか¹³。

この投書からは、洋装にかかる費用の問題と「年をとつた」女教員の洋装に対する美意識の問題を読み取ることができる。費用に関しては、洋装には下着等の「付属品」が必要であること、女教員の服装の負担を考慮して区が補助金を一度支給していたことが窺える。また洋装に

に対する美意識でとりわけ注目されるのは、子供や若い女性とは異なり中年の女性の間で洋装に対する強い抵抗感がもたれていたことである。これは先にあげた『読売新聞』の洋装反対意見の一つと一致する。子供の洋装が許容される一方で大人の女性の洋装が否定され、こうした年齢による服装観の違いが女教員の洋装普及の障害となつたといえる。また言い換えれば、特に女性の場合は年齢に応じた服装を行う意識が強く表れ、男性に比べてより多様な服装のバリエーションを生じさせたと考えられる。

以上の女教員の投書を受けて、東京市誠之尋常小学校長の前田捨松は『婦人新聞』に「女教員の洋服について」を載せ自らの考えを主張した。前田は大体において投書した女教員の意見に賛成し、前田の勤務する小学校では洋装とも日本服とも決めず「極めて自由にしてある」という。続けて前田は当校の女教員服装の状況について「十五人の女先生の中、洋服を着て居る人は只一人である。他は皆在来の日本服である。そうして執務時間中だけは事務服を着用してゐる」と述べる¹⁴。女教員会が洋装を進める運動を行つて一方で、女教員や校長の中には現状に応じた判断を行い、事務服を容認、実行する場合もみられた。

以上の洋装をめぐる決議とその反応を通して見えてくるのは、女教員の洋装に対する周囲のまなざし、調製費用の問題、中年の女教員の洋装に対する美意識や抵抗感の問題などである。また女教員の反応には、合理的判断や時代の要請によって求められる服装とこれまでの感覚や生活との間に生じる葛藤を読み取ることができる。

1-2 「職業婦人洋装陳列会」の開催

東京市における女教員服装の問題は、小学校長会においても取り上げられた。校長会では「執務時間以外に袴をはくこと洋装することを嫌ふものが多くまた服装が自然に華美に流れる傾向」が問題とされた¹⁵。校長会では女教員服装の具体案を作成し、東京市教育局と打ち合わせの上1927（昭和2）年5月に東京市女教員修養会に諮問した¹⁶。修養会では研究会を組織して協議を進め、女教員の洋装の標準型を数種とさらに各種職業婦人の洋装を加えて「職業婦人洋装陳列会」を上野松坂屋で展示した。「職業婦人洋装陳列会」は、東京市教育局後援で1929（昭和4）年9月12日から20日まで上野松坂屋で開催した後、名古屋松坂屋でも開催された¹⁷。この陳列会には女教員の他に「劇場案内人」「オフィス・ガール」「ショップ・ガール」「美容師」「車掌」「ウェートレス」などの洋装が展示された。女教



図2 教員のスリーピースのスポーツドレス（『アサヒグラフ』1929年9月18日、4頁）



図3 東京市女教員修養会選定標準婦人服（上野松坂屋『良品』1929年秋冬、13頁）

員の洋装は「委員の選定品七種其他を併せて十数種を陳列した」¹⁸とあるが、その型が分かるのは『アサヒグラフ』に掲載された紺ウールポプリン地のハーフコートとスカート、白富士絹ブラウスの「スリーピースのスポーツドレス」(27円)（図2）¹⁹、『読売新聞』に掲載された「教員コステューム」(45円)²⁰、上野松坂屋の通販カタログ『良品』に掲載された「東京市女教員修養会選定標準婦人服」（紺サージ婦人服一十円、ウールポプリーン婦人服一十三円）（図3）²¹の三種類である。『アサヒグラフ』と『読売新聞』に掲載された服装は上着・スカート・ブラウス、松坂屋の『良品』に掲載された標準婦人服はワンピースにベルトの組み合わせであった。

「職業婦人洋装陳列会」に示された洋装のほとんどは上着・スカート・ブラウスとワンピースの形式であり、例外としては車掌のズボンがあげられる。さらに注目すべきは「新興支那ショツプ・ガール」の上海製の「女衫（ニイオサイ）」と「裙子（シヨオンズ）」である（図4）。これらは上衣と下衣が別々であり、「服装改善の方針」が示した「衣袴式」といえ、この陳列会においては洋装の範疇に入れられている。このことからは洋装とは必ずしも西洋服装を指すのではないこと、また当時中国服が視野に入っていたことが分かる。この点は和服・洋服の分類法のもつ問題点を考察する上で、今後の研究の重要な論点になると思われる。

本章では洋装をめぐる議論から、時代の求める新たな服装の模索とそれを実行する女教員の葛藤を捉えることを試みた。しかし女教員服装は新たな服装の模索や実行の問題だけではなく、次章で取り上げる女教員の華美な装いや流行に対する問題が含まれ議論されていく。

2. 袴を穿かない女教員

2-1 お太鼓結びの女教員の登場と女教員服装に求められるもの

1932（昭和7）年5月2日に東京府学務部は都下八十余りの女学校に「女教員の服装に関する通牒」を発布した。この通牒は、袴を着けず長振袖にお太鼓結びの「お嬢さん教員」に警告を与えたものである。お嬢さん教員の表現には流行を追って華美な装いをする女性というニュアンスが含まれ、生徒の服装指導をする上で弊害をもたらすため、東京府学務部は「私服の時は必ず袴をつける事、洋服もけばけばしいものを避け、質素にして好感の持てるもの」と注意を喚起した²²。長振袖にお太鼓結びとは、それまで女教員服装として検討実施してきた袴や筒袖も、これから女教員服装として採用されようとしている洋装も拒否した服装といえる。



図4 新興支那ショツプ・ガール（『アサヒグラフ』1929年9月18日、5頁）

ここではこの通牒をきっかけとして教育雑誌の一つである『家事及裁縫』²³に展開された女教員服装の議論を取り上げ、袴を穿かない女教員の登場した背景を探っていく。

お太鼓結びの女教員は、前章で取り上げた小学校長会において「執務時間以外に袴をはくこと洋装することを嫌ふものが多くまた服装が自然に華美に流れる傾向」²⁴が問題となつた時にすでに現れていた。また『東京朝日新聞』の小学校女教員の投書にも「年をとつた者は、はかま着用さへ一種の悲哀です。まして洋装などは侮辱であり又残酷である」²⁵とあった。つまり、袴と洋装の着用の拒否がお太鼓結びとなって表れたのである。しかし『家事及裁縫』の「女教師が和服のお太鼓で授業するとして中老の場合は大して眼を惹かぬが若い女教師の場合は生徒の好奇心をそそるものであることは疑いない。女教師の髪の結び方金鎖の腕時計お化粧等が生徒に伝播した事実を見出した時は驚きました。父兄から非難の声を耳にする事もあつて遺憾に思います」²⁶の意見にみられるように、袴を拒否してお太鼓結びをする女教員には若い者も中老の者もいたが、問題とされたのは華美な装いに流れるお嬢さん教員であった。では、なぜ昭和初期においてお太鼓結びの女教員が問題となつたのだろうか。明治期以降、女教員服装の一つとして着用されてきた袴はこの時期どのように捉えられていたのだろうか。この問題を取り上げる前に、『家事及裁縫』に展開された女教員服装の議論から、女教員に求められる服装とは何かをみておきたい。

『家事及裁縫』に寄せられた意見に共通してみられるのは、女教員服装は生徒の模範となるべきとする考え方である。それは現在の生徒に対して質素儉約の模範となることと、卒業後の女性服装の模範となることが求められた。将来の服装の模範には和服の標準と洋装の手本を求める場合とあったが、多くは洋服又は改良服の普及を望むものであった。例えば「女教師の服装としては、軽快・質素（勿論相当の品位を保てる）に重きをおくべきであると考へてゐるから、洋服又は改良服の普及を望んで居る」とか、「夫々の個性調和ある洋装こそは新時代の服装であらう」というものである²⁷。これらの意見からは、職務上の活動性や実用性を重視しつつ、教員の品位を保ち、かつ生徒の模範となる服装が女教員服装として相応しいと考えられていることが分かる。

2-2 着袴拒否の理由

お太鼓結びの女教員が登場した理由については、まず「和服殊に所謂お太鼓で授業することは、礼儀上からは勿論何等差支なからう」²⁸や「体操教員の如き特別の場合の外、女教員がお太鼓で授業する事に何等の不便も感じない」²⁹の意見にみられるように、礼儀上問題がないことと活動レベルの高い体操教員以外はお太鼓姿でも職務に不都合が生じないことがあげられる。さらに、「階段の昇降や雨の日などにはかまは却て不便」³⁰と袴の機能性の限界について言及するものもある。すなわち、職務に関わる活動を考慮した場合に、一部の女教員についてはお太

鼓姿での授業があり得、また活動性の考慮された袴についても限界があったことが袴を穿かない女教員を登場させたと考えられる。

また職務上の理由の他に、服装に対する女教員の虚栄心や周囲のまなざしが着袴拒否の理由にあげられる。高等女学校教諭の木下絹枝は、女教員には「『良家の婦人を装ひたい』『往復途上職業婦人だと見られたくない』といふ虚栄心」があると批判している³¹。また名古屋御器所校長の堀江恒右衛門は「女教員と看破されたくない心理」から「家からお太鼓で学校へ着ければ職業服に脱ぎ替へ夕方再びこの逆を踏む」行為が行なわれていると指摘する。さらに校長はこの原因として、「職業を卑しむこと及び教員を尊敬せぬこと」という社会の側の意識と、「教員自体の自尊心、天職使命の偉大性の自覚不足」という教員の側の意識をあげる³²。すなわち、袴を穿いた姿は周囲に女教員であることを示す記号となり、職業婦人を卑しむまなざしに晒されるために、それを回避する手段としてお太鼓姿で学校まで往復するのである。この着替えるという行為は、前章の洋装に対する周囲の好奇や揶揄の視線の回避手段としても採られた方法であった。堀江はこの行為を教員の自尊心、職務に対する自覚不足にも原因があるとした。しかし原因は女教員本人の自尊心や自覚不足の範囲を超える場合もあった。『家事及裁縫』の別の記事には、家族からの反対や隣近所への見栄のために袴を穿いて歩けない女教員がいたことが記されている。

結婚前の先生は誰にも憚ることなく袴を穿いて行けますけれども、結婚した方は御本人は平気でもその夫が嫌ひ、或はお舅姑さんがいやがると云ふ場合が有るさうでございます。自分の妻が教員をしてゐるとか、嫁を学校に勤めさせてみると云ふことを、人に知られたくない見栄から……殊に隣近所に対する外聞などの為に夫や舅姑達の希望で袴を穿いて歩けない嫁さんが有るさうで……³³

袴の着用に対して、女教員本人だけでなく夫やその舅姑など家族の反対があったとすれば、袴を穿かない女教員の背後には社会や家族内における女教員の立場という複雑な問題が隠されていたといえる。

さらに、お太鼓のふえた理由として袴に対する美意識の問題が述べられている。例えば「殊に中年以上の婦人のはかま姿といふものはおよそ美の圈内からノックアウトされた感じを起す」³⁴などである。「中年以上」の女教員の袴が美的でない印象をもたれていたことは、前章で取り上げた小学校女教員の投書において袴の着用を「悲哀」と表現したのと通じる。この袴に対する意識について、女子師範学校教諭の長岡より子は「時代は推移して、今日にては社会の万人が、袴姿に一種陳腐な感じを持ち、又女教員自身、袴をつけたからとて積極的に是非必要

であるとの意義を見出さない」³⁵と同感し、また熊本県の伊牟田静女は「中年以上の夫人の袴姿はおよそ美の圈内からノックアウトされた感じを起すと、何たる侮辱を感じることでせう」と憤慨しつつも、「袴で結構、然し私はブラウスにスカート位の簡単なそしてノーブルな洋装を選ぶ」と本人は袴を職務上の服装として選択していない³⁶。このように昭和初期において袴は実用性や美に欠けるものとして認識され、結果的に洋装を選ぶ女教員とお太鼓姿を選ぶ女教員に分かれる状況をもたらしたといえる。

袴を穿かない女教員の背景には職務上袴の着用の必要が認められること、袴の機能性に限界があること、周囲のまなざしを回避したいこと、昭和初期において袴は時代に合わないものと認識され始めたこと等が考えられ、若い女教員と中老の女教員の双方で袴を穿かないお太鼓姿がみられた。しかしこの中でも特に問題とされ、1932（昭和7）年に警告を与えられたのは、華美な服装に流れるお嬢さん教員であった。東京府の教育当局にとってお嬢さん教員とは、その華美な装いが生徒に弊害をもたらし、さらに活動性を考慮した袴や洋装の実行を拒否するという二重の意味で近代化に向けた政策を阻害する存在と捉えられたのではないだろうか。次に女教員の華美な服装に対して、教育関係者がどのような対策を講じたか、また女教員と流行についてどのように考えられていたかみしていく。

2-3 流行と女教員

女教員の華美な服装は、時に女性全体の服装の華美の原因とされ糾弾された。広島県では1929（昭和4）年の中等学校教務主任会議において「近来、都市といはず農村といはず青年女子の服装並に扮装が兎角華美に流れる悪風習の浸潤が漸次甚だしくなるに鑑みその悪風の根本は中、小学校の女教員の服装の華美が因をなせること大なり」として、女教員服装の取締を協議した。そして「之れ等のへい害を除く為めに女教員の服装を改め環境その他を考慮し各学校別に一定の制服制度にせん」と対応策に制服が計画された³⁷。

また東京府ではお嬢さん教員への警告発布の二年後、1934（昭和9）年に「モダンガール」教員が登場し問題となった。この時の女教員服装は「断髪に厚化粧、腕をむき出しに挑発気分さへ漂はせて街頭を闊歩し行人の目をそば立」³⁸てるもので、これに対して東京府学務部は本格的に女教員の服装統一を検討することとなった。これが1935（昭和10）年の女教員の制服へとつながっていくが、制服制定は次章で取り上げることとし、ここでは流行と女教員についてみていく。『家事及裁縫』はモダンガール教員の登場を受けて、流行と女性の結びつきや女教員のとるべき態度を述べた記事を掲載している。

流行を追ふといふことは女人全体の通有性で女教員のみが流行から超越せよといふことは無理な注文であるが、女教員は幾何かの教養を受け苟くも教育者たる地位にあるので

あるから、街頭に徘徊する女給や女事務員などと同様に事の是非を弁ぜず一途に盲目的に流行に追随するが如きは、女教員として恥づべきことである³⁹。

この記事の執筆者は流行を追うことが女性全般の性質であるという言説を自明のものとし、女教員も免れ得ないものだとする。しかし女教員は、流行に追随した華美な装いを教育現場に持ち込まない教養と教育者たる自覚をもつべきという。実際に流行を追った華美な装いをした女教員は少なかったと思われるが、影響力のある女教員服装における流行や華美の問題は重要視され、制服制定の大きな要因とされることとなった。

本章では、昭和初期の袴に対する認識と女教員の華美な服装が問題とされたことを確認した。昭和初期において教育関係当局、校長会、女教員会の幹部は、女教員の服装における美への欲求や流行の力を抑え込み、かつ時代に適合した合理的な服装を創出するという解決策を模索していたといえる。次章では1934（昭和9）年以降盛んに議論されるようになった教員服装の統一をめぐる議論を取り上げ、制服制定を通して女教員の服装問題がどのように解決されよう試みられたのか、またその結果について考察する。

3. 女教員服装の制服化

3-1 東京市の女教員制服

1932（昭和7）年のお嬢さん教員、1934（昭和9）年のモダンガール教員の華美な服装が問題とされ、これらの解決策として東京市では1935（昭和10）年3月に東京市小学校教員会女子修養部⁴⁰によって、小学校女教員の制服が発表された（図5）。上着は「制服コート、黒サージ裏富士絹」12円50銭、スカートは「黒サージ」8円、ブラウスは「富士絹」5円50銭、合計26円であった。この制服の特徴は「うら若い先生のブラウスはクリーム色、中年は鼠色」と年齢によってブラウスの色に違いを持たせたことである⁴¹。1929（昭和4）年に「職業婦人洋装陳列会」において展示された「スリーピースのスポーツドレス」と比べると、紺ウールポップリン地が黒サージへ、値段が27円から26円へ変わったが、大きな変化はみられない。

この制服制定は、1934（昭和9）年の10月に東京市教育局で各区校長代表が集められた教育研究常務委員会において協議決定した。その理由は、女教員の服装が「洋装、和服とも近代流行色を追つて段々華美に流れるやうになり『女教員の女給化、ダンサー化』として識者から非難されてゐたところ、教育界にも漸くこの声に応じて服装統一論が台頭」したためとする。さ



図5 東京市女教員の制服（『東京朝日新聞』1935年3月31日夕刊、2頁）

らにこの服装統一は「教員の士気振興のため」男性の教員にも構想されていた⁴²。このような男女教員の服装統一は東京市だけでなく同時期に全国各地で協議され、既に熊本と群馬で実現していたが、東京市で行なわれればそれが全国に影響を及ぼすと考えられた。

3-2 女教員服装の全国的統一の否決と各府県における教員制服の制定

東京市における女教員の制服発表の一年前、1934年（昭和9）に名古屋で開催された全国小学校女教員大会では岡山県女教員会が「小学校女教員の服装を全国的に制定しては如何」を提出した。岡山代表の恒川鈴江は、現在の女教員の服装について「非活動的、非衛生的、静的な服装で、長い袂をゾロゾロさせながら通勤する者」や「洋装もショツプガール、オフィスガール化して、教壇を汚して居る者」が多く、「非常時に処して是で宜しいものであらうか」と述べた。そして「仕事を持つ我々にとつては、洋服は申分ないもの」と洋服の活動性や経済性について説き、「全国七万の女教員中タツタ三〇%のみが洋服着用者である」ことを遺憾とし、岡山県女教員会での女教員服の取り組みを紹介した。最後に恒川は「精神的にも外面向いても、女性としての天分を十分發揮しつつ、非常時を背負つて立つ第二の国民の養成に当り、現在の難局に処して行かうではありませんか」と締めくくった。恒川の提案にみられるように、女教員服装の華美や洋装普及への解決策として服装統一が唱えられると共に、非常時に対する教育者としての自覚が叫ばれるようになった。男性の教員制服や服装統一が持ち出されたのも、非常時に対する教員の自覚が服装に求められた結果であるといえよう。しかし、「美と云ふものを生命とも考へて居る女性にとって、あまり個性を没却することは如何か」などの反対理由があげられ、岡山県女教員会の提案は否決された⁴³。その一年後の1935（昭和10）年に全国小学校女教員大会の一日目で再度提案をするも否決され⁴⁴、二日目に緊急動議を提出し、各府県別に制服を制定することに決定した⁴⁵。なお、1935（昭和10）年の帝国教育会総会でも岡山県教育会より全国学校教職員の服制を定める建議が提出され、以後制服をめぐって議論が繰り返されていく。1938（昭和13）年の帝国教育会総会にても大阪市教育会が教員服装の全国的統一問題を提議するが、文部省では「今日服制の統一されて居るのは陸海軍人を始め、警察官、鉄道官吏等であるが、此等は何れも官給といふ制度になつて居るのに、若し教員の制服統一となれば独り同じ国家の職員たる教員のみに自弁せしむるといふことは教育者に対する差別待遇として深甚の考慮を要すること」であり、しかし公給にする経費はなく、全国的な教員服装統一は実現の望みがないと考えられていた⁴⁶。また1938（昭和13）年11月頃から国民服制定の動きがみられ始め⁴⁷、教員制服の議論は国民服の議論に吸収されていったと思われる。

全国的に教員服装を統一する議論は実現性の困難さや反対意見が根強いことから、女教員大会や帝国教育会総会において決議されることがなかったのに対して、府県レベルでの統一の動きは各地でみられた。東京市に先行して群馬県では1934（昭和9）年に「群馬県公立学校教

員制服規程」が制定された。この背景には滯貨生糸の処分という特殊な事情が絡んでいた。群馬県は生糸の産地であったが、恐慌の影響を受けて繭価は大きく下落し、滯貨生糸の処分のために県は絹毛交織の洋服地を作り、それを公立の学校教員に着用させることに決めたのであった⁴⁸。この絹毛交織サージは群馬県伊勢崎町の日本絹毛工業株式会社に委託し製織させ、夏地男子一着分7円40銭、女子一着分8円67銭という価格が設定された。さらに仕立て代も含めて制服一揃は男子が約20円、女子が約10円で出来るとした⁴⁹。こうして群馬県は教員の制服を制定し、その費用を自弁させるやり方で滯貨生糸を処分しようとしたのである。しかし、絹毛交織サージは「一年も経たぬ中に純毛のものに比して著るしく弱く、湿気を吸ひ易く汚れが目立つと云ふやうな種々の欠陥が現はれ」、この制服は再検討されることとなった⁵⁰。

3-3 女教員の服装統一の可否と女教員の制服規程の特徴

群馬県において女教員の服装統一の問題は、県当局から群馬県女教員会に具体案を委嘱され検討が行なわれた。この制服問題に携わった群馬県女子師範学校の関口千枝子は、家事及裁縫社主催の全国裁縫教育研究大会にて「女教員の服装を統一するの可否」を提出し、広く意見を尋ねた。ここで関口は女教員服装を「洋服に統一する」という意味以上に、「女教員服といふ一定の型を統一する」こと、すなわち衣服の型を画一することの可否を尋ねたのであったが、特にその点について議論が深まる様子が見られなかった。この研究会に同席していた群馬県高崎市実践女学校長の岡田與市は、提出議題について補足を行ないながら制服制定の意味について次のように述べた。

実際の女教員の服装を眺めてみると、随分派手な…と云ふよりも寧ろいかがはしいやうな服装をして居る者が相当有る。さう云ふ点を考へれば之に或る適度の制限を加へなければならぬし、一方には又洋服にしたいと云ふ気持ちはあつても、何だかきまりが悪いと云ふやうなことから、洋服になりきれないで居る者には、制定されると云ふことが寧ろ歓ばれると云ふ風な、実情もあるのではないかと思ふのであります。であるからいかがはしい服装があるならば、制限する必要があらうし、まだ洋服を着るところまで行き得ない人を誘掖して、そこまで引き上げると云ふ点からも、其処に制定を設ける必要が起る。さう云ふ風に進んだ意味の統一を望んで居るのではないか⁵¹

岡田の発言からは、一方で華美に流れる女教員を牽制し、他方で洋服が着用できないでいる女教員を引き上げるという服装の実行の程度を平準化させることを制服に求めていることが分かる。制服を着用することによって、前者の女教員は服装から流行や華美を排除し、後者の女教員は制定者の権威によって周囲の視線や自己の違和感を払拭する。そして両者とも国民養成

の任に当たる威厳ある教育者像を表出させる。すなわち制服には公人としての教員像を顕わにし、逆に私人の服装に対する考え方や趣味のばらつきを隠す効果が期待されたといえる。

しかし一定の型に押し込める制服に対しては反対意見が多く、制定された各府県の制服規程をみると、特に女性の場合はゆるやかな規程かあるいは複数の選択肢が用意される服制となつた。1936（昭和11）年に制定された福岡県の小学校女教員服制は上着の型が五種類用意され⁵²、1937（昭和12）年に学校職員制服の改正を公布した山口県では女子職員の制服は洋服と和服のものが制定された⁵³。この他に洋服の地質、色合、ブラウスや上着の襟の形などを随意とすると規定したものも見られた。また女教員会や帝国教育会において教員服装の全国的統一を提案した岡山県の久米郡教育会記念写真帖（1936年）には、1933（昭和8）年に制定された女教員服を着用している女教員ばかりでなく、袴に羽織や事務服などの服装もみられる（図6）⁵⁴。これらの規程や当時の写真をみると、一定の型に限定するユニフォームの意味において女教員服装が制定されたとも実施されたとも言い難い状況が確認できる。

本章では、全国における教員服装統一の提案や各地の教員制服制定について取り上げた。制服制定の背景には、女教員の服装の華美、非常時に対する教育者の自覚促進、滞貨生糸の処分など様々な思惑や事情が絡んでいた。しかし自弁で成立させた生徒の制服とは異なり、教員の制服は結果的に実現し得なかった。



図6 岡山県の小学校女教員
（『久米郡教育会創立五十周年記念写真帖』1936年）

おわりに

本稿では、大正から昭和初期の女教員服装を「洋装」、「袴」、「制服」の三つの議論から、近代においていかなる服装が模索、実行されようとしていたのかを検討した。女教員の服装問題には、時代に適合した服装の模索、その実現における費用負担や着用の抵抗感、流行や華美な装いに流れる傾向、非常時における教員像の表出、滞貨生糸の処分など様々な人々の思惑や事情が含まれていた。このような複雑な過程を捉えていくには、近代を和服から洋服への移行と捉える歴史観や思考の枠組みでは限界がある。今後の課題は、和服と洋服の分類におさまりきらない中国服や朝鮮服の位置づけ、改良服の取り組み等を視野に入れて近代の服装がいかなる問題や葛藤を抱えながら変容したのかを考察していくと共に、和服と洋服の枠組みのもつイデオロギーの問題を検討することである。この和・洋の枠組みは、和食・洋食、和室・洋室、邦楽・洋楽、日本画・洋画など生活や芸術の諸分野に共通して見出せる問題である。こうした分類がいかに成立し、機能してきたのかを問うことによって、他分野の研究と連携しながら近代へのまなざしや文化のあり様を見直すことが可能になると思われる。

付記

本稿執筆にあたり、名古屋松坂屋本店にご協力頂きました。ここに記すとともに厚く御礼申し上げます。

註

- 1 本稿では女性の先生を指す言葉として、女教員を用いる。
- 2 両者は共通して大正5年の神奈川県高座郡の小学校教員服制を取り上げ、和服から洋服への変遷過程に「事務服（改良服）」を位置づけている（佐藤秀夫『日本の教育課題2』東京法令出版、1996年、461-462頁、木戸若雄『婦人教師の百年』明治図書出版、1968年、196-197頁）。事務服とは木戸によれば、着物の上に着用した「上っぱり」を指す。
- 3 岩崎雅美「明治後期小学校女子教師の服装について——袴袴・筒袖を中心にして——」『日本家政学会誌』44(1)、1993年、43-53頁。
- 4 中山千代『日本婦人洋装史』（吉川弘文館、1987年、401-403頁）、青木淳子「雑誌記事にみる職業婦人の装い」（『東横学園女子短期大学紀要』40号、2006年、53-67頁）。
- 5 資料の引用の際は旧字体の漢字を新字体に改めた。
- 6 生活改善同盟会「服装改善の方針」『教育時論』1274号、1920年9月5日、23-29頁。
- 7 前掲、中山『日本婦人洋装史』378-379頁。
- 8 「女教員の洋装問題」『教育時論』1444号、1925年7月25日、45頁。
- 9 「之は又た市の女教員を洋装にする決議」『読売新聞』1925年5月25日朝刊、7頁。
- 10 前掲注8参照。
- 11 「女教員の服装を洋装に」『読売新聞』1925年12月23日朝刊、7頁。
- 12 周囲の好奇や揶揄のまなざしについて、家永三郎は「大衆層の婦人洋装に対する素朴な感情的反感」や嫌悪感が昭和10年代に入ってからも根強く続いていたことを指摘している（家永三郎『日本人の洋服観の変遷』ドメス出版、1976年、51-68頁）。
- 13 「女教員の洋服」『東京朝日新聞』1927年11月19日朝刊、3頁。
- 14 前田捨松「女教員の洋服について」『婦女新聞』1437号、1927年12月25日、12頁。
- 15 「女教員の洋装展」『教育週報』227号、1929年9月21日、7頁。
- 16 東京市女教員修養会は1920（大正9）年に発足し、1300名の女教員が会員となった（『東京都教育史』通史編三、1996年、416頁）。
- 17 前掲注15参照。
- 18 同上。
- 19 「現代職業婦人の標準洋装」『アサヒグラフ』13巻12号、1929年9月18日、4-5頁。
- 20 『読売新聞』1929年9月13日朝刊、3頁。印刷不鮮明により、図像は省略。
- 21 上野松坂屋通信販売部調『良品』昭和四年秋冬、13頁。
- 22 「女学校に流行のお嬢さん教員」『東京朝日新聞』1932年5月3日夕刊、2頁。

- 23 『家事及裁縫』は昭和2年に創刊され、現在も『家庭科教育』として引き継がれている。
- 24 前掲注15参照。
- 25 前掲注13参照。
- 26 「女教員の服装問題」『家事及裁縫』6卷7号、1932年7月、171頁。
- 27 前掲、「女教員の服装問題」『家事及裁縫』6卷7号、167頁。
- 28 同上。
- 29 前掲、「女教員の服装問題」『家事及裁縫』6卷7号、165頁。
- 30 同上。
- 31 前掲注27参照。
- 32 前掲、「女教員の服装問題」『家事及裁縫』6卷7号、169頁。
- 33 「女教員服装の変遷を背景として当時の教育風景を語る（下）」『家事及裁縫』10卷9号、1936年9月、67頁。
- 34 前掲注29参照。
- 35 前掲、「女教員の服装問題」『家事及裁縫』6卷7号、168頁。
- 36 前掲、「女教員の服装問題」『家事及裁縫』6卷7号、172頁。
- 37 「女教員の服装取締」『教育週報』209号、1929年5月18日、7頁。
- 38 「当世女教員氣質？」『東京朝日新聞』1934年8月16日朝刊、11頁。
- 39 「女教員服装問題」『家事及裁縫』9卷10号、1935年10月、200頁。
- 40 東京市女教員修養会は1931年10月に東京市小学校教員会に合流した（前掲『東京都教育史』、417頁）。
- 41 「女の先生の制服愈々決まりました」『東京朝日新聞』1935年3月31日夕刊、2頁。
- 42 「東京市の小学校に『制服の先生』出現」『家事及裁縫』8卷11号、1934年11月、195頁。
- 43 「小学校女教員の服装を全国的に制定しては如何」『家事及裁縫』8卷9号、1934年9月、187-190頁。
- 44 「女の先生頑張る“制服はイヤです”」『東京朝日新聞』1935年5月13日朝刊、11頁。
- 45 「『日本精神』の定義と各府県別の制服」『東京朝日新聞』1935年5月14日夕刊、2頁。
- 46 「小学教員制服全国的統一困難か」『教育週報』678号、1938年5月14日、7頁。
- 47 井上雅人『洋服と日本人』廣済堂出版、2001年、88-89頁。
- 48 前掲注43参照。
- 49 「群馬県学校教員の制服制定に就て」『家事及裁縫』8卷12号、1934年12月、177-180頁。仕立てについては男子は県下洋服商組合連合会に最低限の仕立料を協定し、制服の製作を依頼したのに対し、女子はパンフレット作成や仕立講習会を開催し、各自によって製作された。
- 50 「小学校教員——制服統一の失敗」『教育週報』520号、1935年5月4日、11頁。
- 51 「女教員の服装を統一するの可否（下）」『家事及裁縫』8卷3号、1934年3月、102頁。
- 52 『福岡県教育百年史』第三巻資料編大正・昭和（I）、1978年、572-579頁。
- 53 「山口県学校職員制服に就て」『家事及裁縫』12卷10号、1938年10月、210-212頁。
- 54 岡山県久米郡教育会『岡山県久米郡教育会創立五十周年記念写真帖』1936年。